

議案第 14 号

平成 24 年度三重県伊賀市市街地再開発事業特別会計予算

平成 24 年度三重県伊賀市の市街地再開発事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 1 0 5, 3 9 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 0 0, 0 0 0 千円と定める。

平成 24 年 2 月 28 日提出

三重県伊賀市長 内 保 博 仁